

# 第38回 定時株主総会 招集ご通知



## 日時

2023年1月26日(木曜日)  
午前10時開催(受付開始午前9時)

## 場所

東京都港区台場二丁目6番1号  
グランドニッコー東京 台場  
地下1階 パレロワイヤル

## 決議 事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員  
である取締役を除く)  
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取  
締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため  
郵送またはインターネットにより議決権を  
行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2023年1月25日(水曜日)午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください →

**パーク24 株式会社**

証券コード 4666

株主の皆さまへ

東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
パーク24株式会社  
代表取締役社長 西川 光一

## 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主さまにおかれましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会へのご来場については、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送またはインターネットによる議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### ■ 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 当日ご欠席の場合



#### ① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年1月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。



#### ② インターネットによる議決権行使の場合

後記「議決権行使のご案内」（63頁～64頁）をご確認のうえ、2023年1月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。



# ライブ配信および事前のご質問受付についてのご案内

株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

## 1. 配信日時

**2023年1月26日（木曜日） 午前10時** から株主総会終了時刻まで  
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

## 2. 事前のご質問受付期間

**本招集ご通知到着時から2023年1月23日（月曜日） 午後5時まで**

## 3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

**株主さま専用サイト 「Engagement Portal」**

からご登録・ご視聴いただけます。

### 株主さま専用サイトのログイン方法

スマートフォン等でログイン用QRコードを読み取るか、下記URLにアクセスのうえ、議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

なお、スマートフォン等をご利用の場合、下記議決権行使書裏面に記載のQRコードを読み込んでいただくことで、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインすることができます。ログイン後「事前質問」または「当日ライブ視聴」をクリックし、おすすみください。

（QRコードを読み取る方法）  
議決権行使書の裏面（副票）



（ログインID・パスワードを入力する方法）

【株主総会オンラインサイト URL】

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※右記QRコードはURLにアクセスするものです。議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、株主さま専用サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ②画面の案内に従い、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただくと同時に、当社ホームページ上にて回答の内容をご紹介させていただく予定です。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に株主さま専用サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。  
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

### 4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

当日の会場撮影は株主さまのプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 5. ご留意事項

- ① ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、前頁の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権行使につきましては、本招集ご通知63頁～64頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ② 何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.park24.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ③ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ④ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主さま専用  
サイトに関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、通話料無料）

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類にかかる会計監査報告または監査報告を含む。)</u> に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、 <u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第17条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選任にあたりましては、公正性、透明性および客観性を高めるため、指名報酬委員会（委員長は社外取締役、代表取締役社長以外の構成員は社外取締役のみ）に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

※17頁の【ご参考】にスキルマトリクスを掲載しておりますのでご参照ください。

**1** にし かわ こう いち  
西 川 光 一 (1964年10月13日生)

所有する当社株式の数 8,110,460株

再任

■ 取締役候補者とする理由

西川光一氏は、1993年当社入社以来、駐車場事業に従事し、営業部門、情報システム部門長や取締役等の経験を経て、2004年当社代表取締役社長に就任いたしております。駐車場事業、モビリティ事業における豊富な業務経験と、経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、情報システム・テクノロジー

■ 当連結会計年度における管掌

海外事業

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社アマダ入社  
 1993年 11月 当社入社  
 1994年 1月 当社取締役  
 1998年 1月 当社常務取締役  
 2000年 11月 タイムズ24株式会社（現タイムズサービス株式会社）代表取締役  
 2002年 6月 ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）代表取締役社長  
 2004年 1月 当社代表取締役社長（現任）  
 2006年 6月 有限会社千寿代表取締役社長（現任）  
 2007年 11月 タイムズコミュニケーション株式会社取締役  
 2009年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）代表取締役会長  
 2010年 12月 タイムズ24株式会社代表取締役社長（現任）  
 2011年 3月 株式会社レスキューネットワーク（現タイムズコミュニケーション株式会社）代表取締役会長  
 2018年 2月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）  
 2019年 11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役会長（現任）

**2** <sup>さ さ き けん いち</sup> 佐々木賢一

(1967年10月24日生)

所有する当社株式の数

163,616株

再任

■ 取締役候補者とする理由

佐々木賢一氏は、1996年当社入社以来、駐車場事業に従事するとともに、駐車場保守会社、コンタクトセンター会社社長を歴任いたしてまいりました。また、長年にわたり経営企画担当として、事業領域の拡大や収益構造の変革、IR、戦略、ビジョン構築等を推進し、国内外のグループ全体の経営に精通しております。経営・財務会計全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス、サステナビリティ

■ 当連結会計年度における管掌

経営企画、経理・財務、タイムズビジネスサービス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1990年 4月 株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）入社  
 1996年 7月 当社入社  
 2002年 6月 ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役  
 2005年 11月 当社執行役員  
 2008年 1月 タイムズサービス株式会社取締役  
 2009年 1月 当社取締役執行役員  
 2009年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）取締役  
 2011年 5月 当社取締役執行役員経営企画本部長兼グループ企画部長  
 タイムズ24株式会社取締役常務執行役員  
 タイムズサービス株式会社代表取締役  
 2012年 11月 タイムズサービス株式会社代表取締役社長  
 2013年 1月 タイムズレスキュー株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役  
 2013年 11月 タイムズコミュニケーション株式会社代表取締役社長  
 2015年 11月 当社取締役執行役員企画管理本部長兼グループ企画部長  
 タイムズ24株式会社取締役  
 タイムズサービス株式会社取締役会長  
 タイムズモビリティネットワークス株式会社（現タイムズモビリティ株式会社）取締役  
 2017年 1月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）  
 2017年 8月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）  
 2017年 11月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼グループ企画部長兼事業企画部長  
 タイムズ24株式会社取締役執行役員  
 2018年 11月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼グループ企画部長  
 2019年 11月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長  
 タイムズ24株式会社取締役執行役員  
 タイムズモビリティ株式会社取締役副社長執行役員（現任）  
 2020年 11月 タイムズ24株式会社取締役副社長執行役員（現任）  
 2022年 11月 当社取締役専務執行役員（現任）

**3** かわ川 かみ上 のり紀 ふみ文 (1965年4月21日生)

所有する当社株式の数 131,600株

再任

■ 取締役候補者とする理由

川上紀文氏は、2003年当社入社以来、システム会社、コンサルティング会社での勤務経験を活かし、駐車場・モビリティ事業のIT化、営業システム構築・業務効率化推進など、当社グループのシステム部門長を歴任するとともに、タイムズカーを中心としたモビリティ事業の拡大に専心しております。経営・情報システム全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、情報システム・テクノロジー

■ 当連結会計年度における管掌

ICT推進、情報管理、会員マーケティング

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1986年3月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社  
 1989年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社  
 1999年5月 A.T.カーニー株式会社入社  
 2003年10月 当社入社  
 2006年5月 ドライバーズネット株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役  
 2007年11月 当社執行役員  
 2009年3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）取締役執行役員  
 2010年11月 当社業務推進本部長  
 2011年3月 株式会社レスキューネットワーク（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役  
 2013年1月 当社取締役  
 2013年11月 タイムズサービス株式会社取締役  
 2014年11月 タイムズ24株式会社取締役  
 2017年1月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）  
 2017年8月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）  
 2018年11月 当社取締役常務執行役員タイムズクラブ推進部長  
 2019年11月 当社取締役常務執行役員（現任）  
 タイムズモビリティ株式会社代表取締役社長（現任）  
 2022年11月 タイムズ24株式会社取締役専務執行役員（現任）

**4** かわ川 さき崎 けい計 すけ介 (1965年9月23日生) **所有する当社株式の数** 40,000株

再任

■ 取締役候補者とする理由

川崎計介氏は、2005年当社入社以来、人事・法務スキルをベースとし、新規事業開発、企画管理部門での業務経験を活かし、当社グループで事業開発部門長の経験を経て、2009年の当社グループのモビリティ事業参入以降、同事業の拡大に事業会社の社長として取り組んでまいりました。また、グループ全体の人事・経営管理を担当し、グループ関連各社の経営にも関与しております。経営・管理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としていたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、法務・コンプライアンス、人財開発・D&I

■ 当連結会計年度における管掌

経営管理、グループ人事

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社  
 2005年1月 当社入社  
 2009年3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）取締役常務執行役員  
 2013年11月 タイムズモビリティネットワークス株式会社（現タイムズモビリティ株式会社）  
 代表取締役社長  
 2014年1月 当社取締役  
 2016年11月 タイムズサービス株式会社取締役  
 タイムズレスキュー株式会社（現タイムズコミュニケーション株式会社）取締役  
 2017年11月 当社取締役執行役員経営管理本部長  
 タイムズ24株式会社取締役（現任）  
 2018年1月 パーク24ビジネスサポート株式会社代表取締役社長（現任）  
 2019年11月 タイムズコミュニケーション株式会社取締役（現任）  
 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）  
 2020年11月 当社取締役執行役員  
 タイムズサービス株式会社取締役会長（現任）  
 2022年11月 当社取締役上席執行役員（現任）

**5** **山** **中** **新** **吾**

やま

なか

しん

ご

(1963年9月26日生)

所有する当社株式の数

15,000株

再任

■ 取締役候補者とする理由

山中新吾氏は、2001年当社入社以来、駐車場の開発・営業に従事し駐車場事業の成長と発展に貢献してまいりました。また、当社におけるコンプライアンス統括部長として法令遵守の啓蒙・指導をする重要な役割を果たしております。当社のコンプライアンス向上に貢献しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

法務・コンプライアンス

■ 当連結会計年度における管掌

コンプライアンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行  
 2001年 9月 当社入社  
 2011年 5月 タイムズ2 4 株式会社執行役員東日本事業本部副本部長  
 2012年11月 同社執行役員企画推進本部長  
 2015年11月 当社コンプライアンス統括部長  
 2016年11月 当社執行役員コンプライアンス統括部長  
 2020年 1月 当社取締役執行役員コンプライアンス統括部長（現任）

**6** おお うら よし みつ  
**大 浦 善 光** (1954年 7月 8日生) **所有する当社株式の数** 0株

再任  
社外  
独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられることから、豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づいた意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者といたしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（18頁～19頁に記載のとおりです。）。また、当社は大浦善光氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、大浦善光氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1977年 4月 野村證券株式会社入社  
2003年 6月 同社常務執行役  
兼野村ホールディングス株式会社執行役  
株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）常務執行役員  
2009年 3月 同社専務取締役  
2013年 4月 同社専務取締役  
2014年 8月 株式会社ウィズバリュー代表取締役（現任）  
2015年 5月 株式会社アルバイトタイムス社外取締役  
2015年 6月 株式会社MS-Japan非常勤監査役  
2016年 1月 当社社外取締役（現任）  
2016年 6月 株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役（現任）  
2017年 9月 株式会社キャンディル社外取締役（現任）

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、大浦善光氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、42頁に記載のとおりであります。  
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。  
4. 大浦善光氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第3号議案

## 監査等委員である取締役1名選任の件

2022年10月26日に監査等委員である取締役竹田恆和氏が辞任され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、2022年11月29日に東京地方裁判所において、監査等委員である仮取締役として長坂隆氏が選任され就任いたしました。監査等委員である仮取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役に選任されるまでとなりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※17頁の【ご参考】にスキルマトリクスを付しておりますのでご参照ください。

再任

社外

独立

**■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割**

長坂隆氏は、監査法人での公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務められることから、その知識と経験に基づいた意思決定と監督をいただくことに加え、当社の業務執行に対する監査機能の向上を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（18頁～19頁に記載のとおりです。）。また、当社は長坂隆氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、長坂隆氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

**■ 社外取締役候補者が有するスキル**

企業経営、会計・ファイナンス

**■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況**

1979年 4月 監査法人中央会計事務所入所  
1981年 6月 公認会計士登録  
1990年 9月 中央監査法人社員就任  
1998年 7月 同法人代表社員就任  
2005年 5月 中央青山監査法人監査部長  
2007年 8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常務理事  
2010年 8月 同法人シニアパートナー  
2019年 6月 長坂隆公認会計士事務所代表（現任）  
株式会社コンテック社外取締役  
特種東海製紙株式会社社外監査役  
2020年 1月 当社社外取締役  
2020年 5月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役（現任）  
2022年 6月 特種東海製紙株式会社社外取締役（現任）  
2022年 11月 当社監査等委員である仮社外取締役（現任）

- 注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、長坂隆氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、42頁に記載のとおりであります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
4. 長坂隆氏は現在当社の監査等委員である仮社外取締役ですが、仮社外取締役就任期間を含めた当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年、監査等委員である仮社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって2ヶ月となります。

## 議案および参考事項

### 【ご参考】スキルマトリクスとスキルの定義

5つのマテリアリティ（重要課題）と中長期的経営戦略を軸として、当社グループを牽引するために必要なスキルを7つ特定しました。なお、以下の一覧表は各役員の有するすべての知見・経験を表すものではなく、当社の経営に際し特に重要なものに○をつけています。

	① 企業経営	② グローバル ビジネス	③ 会計・ ファイナンス	④ 法務・ コンプライアンス	⑤ 情報システム・ テクノロジー	⑥ 人財開発・ D&I	⑦ サステナビリティ
西川 光一※	○	○			○		
佐々木 賢一※	○		○				○
川上 紀文※	○				○		
川崎 計介※	○			○		○	
山中 新吾※				○			
大浦 善光※	○		○				
笹川 顕史			○				
丹生谷 美穂				○			○
長坂 隆※	○		○				

※本総会における取締役候補者でございます。

### ●スキルの定義

スキル	定義
①企業経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期目標である「人」「クルマ」「街」「駐車場」の4つのネットワークの拡大とシームレス化の推進を通じた既存事業の成長、新事業・新サービスの創出</li> <li>・企業の役員として企業経営を経験</li> </ul>
②グローバルビジネス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な成長の軸としての海外の駐車場事業の遂行</li> <li>・異なる商慣習・文化圏における、既存事業の収益改善、新事業・新サービスの創出</li> </ul>
③会計・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な財務基盤の構築、将来の事業成長に向けた適切な投資と当社の方針に則った株主還元を実現するための財務戦略の立案・実行</li> </ul>
④法務・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な信頼を獲得し、企業価値を維持するためのコンプライアンス対応</li> <li>・企業を不当な争いや競争から守り、適法ビジネスへと先導するための法務戦略や知財（特許等）戦略の遂行</li> </ul>
⑤情報システム・テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム・先端テクノロジーの活用による、既存事業のサービス展開・拡充、新事業・新サービスの創出</li> </ul>
⑥人財開発・D&I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の持続的成長の源泉である社員の個性を最大限発揮するため、採用を含めた人材マネジメント・人材戦略の立案・実行</li> </ul>
⑦サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動を通じた環境・社会課題の解決と企業価値向上の循環システム構築</li> </ul>

## 社外取締役独立性基準

パーク24株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なコーポレートガバナンス体制を構築するにあたって、経営の公正性、透明性と客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
  - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
  - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等であり、当該社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（第4項および第5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当していた者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- 注) 1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
2. 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつ、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けているものをいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
9. 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

## 1 当社グループの現況

## (1) 事業の経過およびその成果

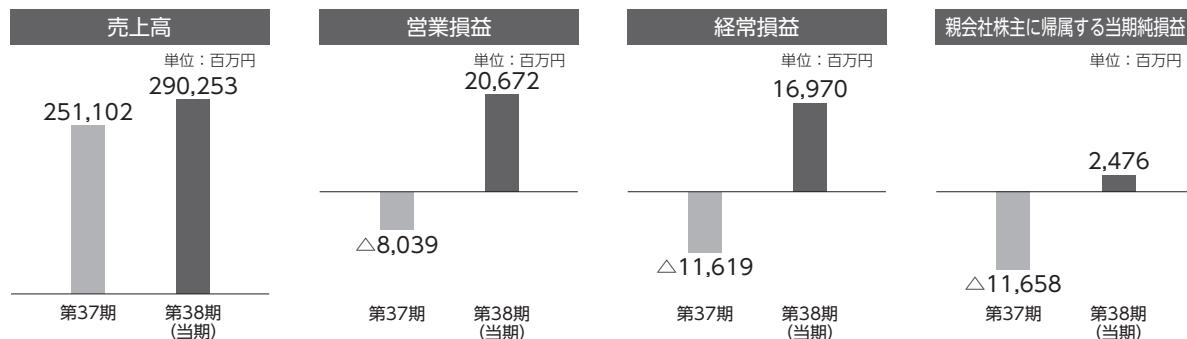
当連結会計年度(2021年11月1日～2022年10月31日)における世界経済は、多くの国が新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の影響から回復へ向かう一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢に伴うエネルギー価格高騰によるインフレ圧力の高まりとそれを受けた欧米諸国の金融引き締めなどにより、景気減速に対する警戒感が強まりました。日本経済においては、当連結会計年度の初めは新規感染者数が低水準で推移したことから経済活動の持ち直しが見られましたが、2022年1月から新規感染者数が再拡大し、抑制のためのまん延防止等重点措置(以下、重点措置)が全国的に適用されたことにより回復が鈍化しました。その後、3月に重点措置が解除されて以降は回復基調となったものの、急速な円安による物価上昇圧力等の経済への悪影響が引き続き懸念材料となり、先行きの見通しにくい経営環境が続いています。

このような環境のもと、当社グループは、当連結会計年度も一定程度感染症の影響は継続する前提としながらも、絶対黒字化を目標に掲げ、こうした状況下でも収益化が可能な事業基盤の強化と、将来の成長に向けた基盤整備を進めました。

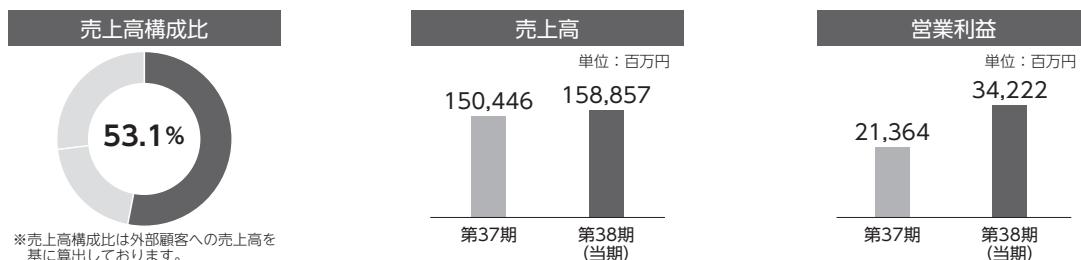
営業概況といたしましては、国内外事業ともに第2四半期連結会計期間に感染症による行動制限等の影響を大きく受けましたが、第3四半期連結会計期間以降は感染症の影響は軽微であり、全ての事業が緩やかながらも順調に回復しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高は2,902億53百万円(前期比15.6%増)、営業利益は206億72百万円(前期営業損失80億39百万円)、経常利益は169億70百万円(前期経常損失116億19百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は、モビリティ事業を運営するタイムズモビリティ株式会社(以下、TM社)において、繰延税金資産の一部取り崩しに伴う税金費用として法人税等調整額35億40百万円を計上した結果、24億76百万円(前期親会社株主に帰属する当期純損失116億58百万円)となりました。

報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。



## 駐車場事業国内



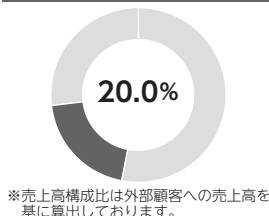
当連結会計年度の初めは新規感染者数が継続的に減少したことにより交通量も感染症流行前の水準に近づき、駐車場の稼働は順調に推移しました。2022年1月中旬の感染症拡大に伴い、全国的に重点措置の適用がなされたことから、交通量が減少し駐車場の稼働も低下しましたが、3月に重点措置が解除されて以降回復しました。その後、7月上旬から再度感染症が拡大したことで、行動制限等が実施された場合に比べて軽微ではあるものの駐車場の稼働は鈍化しましたが、9月以降は再び回復基調となりました。

このような中、引き続き不採算駐車場の縮小に向けた取り組みを行うとともに、感染症の影響下でも収益化が可能な駐車場を厳選して開発することにより事業の筋肉質化を推進しました。また、今後の収益性向上に向けた取り組みとして、アプリケーション等を用いた決済手段の多様化や、より簡単に出入庫が可能な次世代駐車場サービスの構築を進めました。

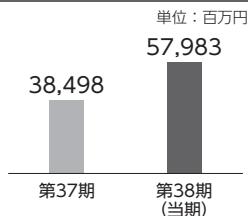
この結果、国内におけるタイムズパーキングの運営件数は17,399件（前連結会計年度末比2.7%減）、運営台数は552,042台（同1.8%減）、月極駐車場および管理受託駐車場を含めた総運営件数は25,246件（同1.2%減）、総運営台数は732,868台（同1.7%減）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,588億57百万円（前期比5.6%増）、営業利益は342億22百万円（同60.2%増）となりました。

## 駐 車 場 事 業 海 外

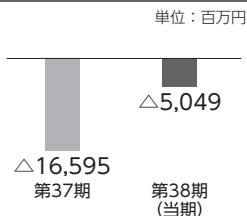
### 売上高構成比



### 売上高



### 営業損失

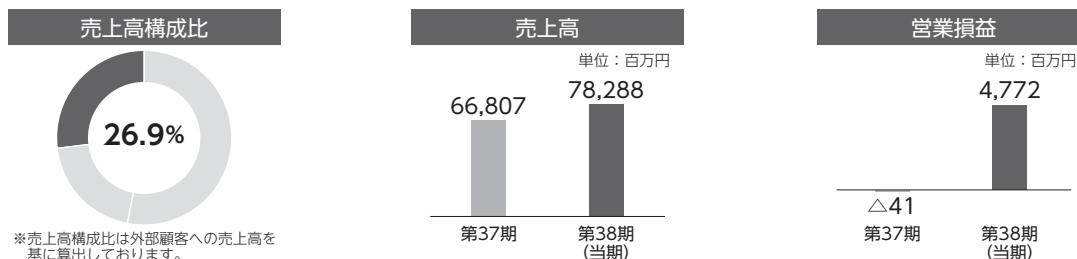


当連結会計年度における海外各国の連結対象期間は2021年10月1日～2022年9月30日となりますが、主要な展開国における状況につきましては、英国は2021年12月に在宅推奨等の行動規制がありました。2022年2月のイングランド地方における規制撤廃以降、人流の回復に合わせ駐車場の稼働は回復いたしました。豪州においては、当連結会計年度の初めに発令されていたロックダウンや行動制限が段階的に緩和され、2月以降の駐車場の稼働は堅調に推移しました。その後、7月に新規感染者数の増加を受けた在宅推奨等の行動規制がありましたが、影響は軽微でした。その他の国につきましては、一部の地域で感染症の再拡大影響が見られたものの、海外全体としては、堅調に推移いたしました。

このような中、事業構造改革の一環として、駐車場の新規開発においては、日本国内におけるタイムズパーキングの特長である「小型・分散・ドミナント化」をベースとし、海外各国の事情に合わせた短期契約型駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を推進しました。また、英国では、土地オーナー様との個別の話し合いを通じた解約や賃料改定によるコスト構造の見直しや、その他の国においても管理・メンテナンスの効率化等の駐車場運営コスト削減を積極的に推進し、事業の筋肉質化を進めました。

この結果、海外の駐車場の総運営件数は2,363件（前連結会計年度末比6.8%増）、総運営台数は559,891台（同5.3%減）となり、日本を含む全世界における駐車場の総運営件数は27,609件（同0.6%減）、総運営台数は1,292,759台（同3.3%減）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は579億83百万円（前期比50.6%増）、営業損失は50億49百万円（前期営業損失165億95百万円）となりました。

## モビリティ事業



タイムズカー（カーシェアとレンタカーの融合サービス）については、駐車場事業国内と同様、当連結会計年度の初めはモビリティ車両の稼働は堅調に推移しましたが、2022年1月中旬の感染症再拡大に伴う全国的な重点措置適用の影響を強く受け、稼働は低水準で推移し、3月に重点措置が解除されて以降回復しました。その後、7月上旬から再度感染症が拡大したことで、行動制限等が実施された場合に比べて軽微ではあるものの、主に法人の稼働に影響がありましたが、季節的に旺盛な個人需要に下支えされ、全体としては順調に推移しました。

このような中、当連結会計年度においては、中古車市場の環境を鑑み予定より前倒しで車両売却を実施した他、より柔軟に需要を取り込むための運用体制構築に取り組みました。具体的には、モビリティサービス「タイムズカー」の可変モデル（1車室から複数台を貸し出すモデル）により、需要に応じた最適な車両提供を行う運用システムの構築を進めております。さらに、貸出場所であるステーションを743カ所開設し、ネットワーク強化を進めるとともに、タイムズカー公式アプリの機能追加により予約から鍵の解錠、決済までを会員カードを取り出すことなく利用できるようにする等、利便性の向上に努めております。また、利用促進による車両1台当たりの収益力の最大化を図るため、法人営業強化やサービスチケットの配布、各種キャンペーン施策に取り組みました。

この結果、モビリティ車両台数は53,062台（前連結会計年度末比1.0%増）、会員数は2,040,639人（同18.3%増）となりました。車両台数については、当連結会計年度は2021年10月期末の水準を維持し、車両1台当たりの稼働を高めることに注力いたしました。当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は782億88百万円（前期比17.2%増）、営業利益は47億72百万円（前期営業損失41百万円）となりました。

なお、当連結会計年度に計上した法人税等調整額につきまして、2022年10月期におけるTM社の業績については、事業年度の当初において感染症による行動制限がない前提に基づき、黒字の計画を立てておりました。実際に7月以降、感染症による新規感染者数は高い水準で推移しましたが、行動制限等がないことや季節的に旺盛な個人需要に下支えされ、業績は堅調に推移しました。しかしながら1月から3月にかけて全国的に実施された重点措置適用の影響は大きく、その間の損失を埋めるまでには至らず3期連続の赤字となりました。当該状況を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、TM社においてその一部を取り崩すと同時に税金費用として法人税等調整額35億40百万円を計上することを決定いたしました。

今後につきまして、2023年10月期は、感染症影響のさらなる軽減が期待される中、事業成長に重点を置きながら費用構造の改革を進めることで、TM社においても持続的な利益創出は可能であり、モビリティ事業全体として確実に成長していく見込みです。

## (2) 設備投資の状況

設備投資の総額（リース資産を除く）

駐 車 場 の 設 備 等	25億28百万円
海 外 の 駐 車 場 の 設 備 等	29億15百万円
モ ビ リ テ ィ 事 業 用 車 両 等	104億30百万円
そ の 他	12億9百万円
合 計	170億84百万円

## (3) 資金調達等の状況

当連結会計年度において、EVを含むモビリティ車両投資や、グループサービスの利便性向上、業務効率改善および事業基盤システム刷新等のデジタル投資を通じた当社グループの中長期的な成長を目的に、海外募集による新株式発行により251億円の資金調達を実施しております。また、海外において駐車場設備投資として長期借入約2億円を実施しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

当社グループにおける感染症の影響は次第に収束してきており、今後、グループ理念「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」に向け再び成長を加速するため、以下を中長期的な会社の経営戦略に基づく対処すべき課題と認識しております。

#### ① 環境課題への対応

気候変動への対応がグローバルに求められる経営環境の中、当社グループが運営する駐車場事業およびモビリティ事業は、EV充電器およびEVの主要な提供元のひとつとして注目を集めています。駐車場事業においては、EVの普及動向に注視しながら、駐車場へのEV充電器の設置を推進し、モビリティ事業におきましても、同様にEVの普及動向に注視しながら、モビリティサービスへの導入を推進してまいります。

また、当社は、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明し、気候変動問題に関する情報開示の質と量の充実を図っております。今後も、大きく変化する市場および社会環境を見定めながら、具体的な取り組みを推進することで、環境負荷低減に貢献してまいります。

#### ② 安定したサービスの提供

当社グループは、駐車場サービスおよびモビリティサービスは社会インフラとしての側面も持ち合わせていると認識しております。そのため、各サービスが安定的に供給できるよう、グループで一元管理できる運用体制の構築に加え、品質を維持するための厳格なルールを制定して事業を推進しております。

さらに、当社グループは、システムを通じてお客様へのサービス提供を行っております。そのため、システムにおいては十分な設備投資ならびに人材の育成・採用等を行うことで安定稼働に努めてまいります。

#### ③ 4つのネットワークの拡大

当社グループは、4つのネットワーク、人（会員）・クルマ（モビリティ）・街（目的地）・駐車場、それぞれの規模を拡大することで、お客様に、より快適に当社グループのサービスをご利用いただく環境を構築してまいります。そのため、それぞれのネットワークにおける開発力やサービス提案力等営業力の強化に加え、事業データ分析やデータマーケティング等においてICTの活用も推進してまいります。

#### ④ グローバルな事業展開

当社グループは、2006年にアジア、2017年にM&Aによってオセアニアと欧州に駐車場事業を拡大いたしました。2017年にグループ化したSECURE PARKING PTY LTDとNATIONAL CAR PARKS LIMITEDにおいては、グループ理念の浸透を推進し、持続的成長に向けた意識の共有を図ってまいります。

さらに、事業基盤の整備と強化ならびに事業拡大による収益性の改善と向上が喫緊の課題と認識しております。そのため、駐車場の管理および運営体制の改善、新しいサービスの展開による新規マーケットへの参入等を強力に推進することで課題の解決に注力してまいります。また、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各国の駐車場需要環境に最適化した短期契約駐車場の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオの転換を図り、事業リスクを低減させるとともに収益性の向上に努めてまいります。

#### ⑤ シームレス化

当社グループは、事業資産を有機的につなげることで、新しい価値を創造すると同時に、お客様に当社グループのサービスをより簡単に、便利にご利用いただく快適な環境を提供してまいります。そのため、シームレス化においては、デジタル投資を強化することで、各種サービスのスマートフォンアプリ機能の高度化や連携強化によるお客様の利便性向上、時間貸しや予約貸し、月極、タイムズカー配備等、スペースの最適化を図ることで駐車場の収益性の向上、また業務プロセスなど事業基盤の刷新によるコスト削減および効率化を推進してまいります。

#### ⑥ 多様な人材育成と働きがいのある環境の創出

当社グループは、従業員がお客様へ提供するサービスといった価値の多くを生み出しており、その持続的発展のためには、人材の育成と採用および働きがいのある環境の創出が不可欠と考えております。商品やサービスが厳しく選別される時代において、従業員は企業の競争優位性を決定づける大切な経営資本であることから、人材ビジョンに「持てる個性を最大限発揮し、期待される役割を十二分に果たすとともに自らの能力を持続的に高める人材」を掲げ、多様性を尊重した人材育成および採用に努めております。

#### ⑦ 健康経営の推進

当社グループは、幅広い年代の社員が健康で生き生きと長く働くことのできる職場環境を構築するために「健康経営宣言」を制定しております。社員とその家族の健康保持増進が当

社グループにおける経営戦略上の重要課題であると考え、健康経営の視点を取り入れることで、社員が心身の健康づくりに主体的・積極的に取り組める環境を提供し、パフォーマンスの高い活性化された組織を作っていくことを目指しております。

### ⑧ 財務の健全性強化

当社グループは、感染症の影響を大きく受けたことにより2020年10月期から2期連続で当期純損失を計上しました。これに対し、感染症の収束を見据えた成長投資のための長期性資金を確保すると同時に、財務の健全性を維持・向上させることを目的に、劣後特約付シンジケートローンによる資金調達を2020年12月30日に実行いたしました。また、2022年4月12日に海外募集による新株式を発行したことにより、株主資本比率は一定の水準まで回復しております。引き続き、財務の健全性を図ることが経営の重要課題と認識し、財務指標として2025年10月期末に株主資本比率30%を目標としております。

### ⑨ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的成長による企業価値の向上を実現するためには、経営基盤強化としてコーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えております。そのため、的確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底することで自浄能力の向上に努め、全てのステークホルダーからの信頼の向上につなげてまいります。

## (9) 財産および損益の状況

区 分	第35期 2018.11~2019.10	第36期 2019.11~2020.10	第37期 2020.11~2021.10	第38期 (当連結会計年度) 2021.11~2022.10
売上高(百万円)	317,438	268,904	251,102	290,253
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	21,566	△15,168	△11,619	16,970
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	12,348	△46,652	△11,658	2,476
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	79円79銭	△302円00銭	△75円45銭	15円22銭
総資産(百万円)	293,097	295,775	319,628	307,626
純資産(百万円)	90,791	31,146	16,432	40,042
1株当たり純資産額	585円37銭	200円55銭	105円93銭	234円46銭

- 注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイムズ24株式会社	100百万円	100.0%	駐車場運営
タイムズモビリティ株式会社	100百万円	100.0%	カーシェアリングサービス、レンタカーサービス
タイムズサービス株式会社	50百万円	100.0%	駐車場管理
タイムズコミュニケーション株式会社	67百万円	100.0%	コンタクトセンター運営
パーク24ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	ビジネスサポート
SECURE PARKING PTY LTD	4豪ドル	(100.0%)	駐車場運営
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	692,009.4ポンド	(51.0%)	駐車場運営

- 注) 1. ( )内の数字は、間接所有による出資比率であります。
2. 上記の他、83社の連結子会社があります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (11) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

#### ● 駐車場事業国内

遊休地や施設付帯駐車場等を賃借するサブリース契約と、駐車場所有者等から管理の委託を受ける管理受託契約および駐車場の自社保有により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。また、予約型駐車場の運営や駐車場に付帯した施設の管理運営も行っております。

#### ● 駐車場事業海外

英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾の計6か国において、サブリース契約ならびに管理受託契約により時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各国の駐車場需要環境に最適化した短期契約かつ少額投資型の駐車場の開発を促進しております。

#### ● モビリティ事業

全国の有人店舗および無人ステーションで、利用したい時間・期間だけクルマを借りることができるモビリティサービス「タイムズカー」(カーシェアとレンタカーの融合サービス)を提供しております。また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスも提供しております。

<パーク24グループの展開エリア>



## (12) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

会社名	事業所	所在地
パーク24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズモビリティ株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズサービス株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズコミュニケーション株式会社	本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
パーク24ビジネスサポート株式会社	東京本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
	広島本社	広島県広島市中区小町3番19号
SECURE PARKING PTY LTD	本社	Level 13 100 Miller Street North Sydney NSW Australia
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	本社	Saffron Court 14b St Cross Street London England

## (13) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,970名	59名減

注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の年間平均雇用人員(4,083名)を含んでおりません。

## (14) 主要な借入先および借入額 (2022年10月31日現在)

借入先	借入残高
	百万円
株式会社三井住友銀行(注1)	28,915
株式会社三菱UFJ銀行(注1)	10,390
株式会社みずほ銀行(注1)	6,617
株式会社りそな銀行	5,000

注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

2. 上記のほか、シンジケートローンとして17,699百万円、劣後特約付シンジケートローンとして50,000百万円の借入金残高があります。

## (15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数	283,680,000株
(2) 発行済株式の総数	171,048,369株
(3) 株主数	41,437名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	23,429,200	13.74
(有) 千 寿	21,746,400	12.75
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	10,766,000	6.31
西 川 光 一	8,110,460	4.76
西 川 功	6,194,000	3.63
日 本 信 号 (株)	3,853,200	2.26
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	3,475,546	2.04
GOVERNMENT OF NORWAY	3,247,517	1.90
西 川 恭 子	3,200,000	1.88
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	2,998,009	1.76

注) 持株比率は自己株式(528,434株)を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2022年4月27日を払込期日とする海外市場における新株式の発行により、発行済株式総数16,000,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ12,568百万円増加しました。

## (6) 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

取締役会決議日	2018年11月30日
目的となる株式の種類	普通株式
払込金額	無償
行使価額	株式1株あたり 3,025円
行使期限	2026年12月31日
取締役(監査等委員を除く) (新株予約権の数および目的となる株式の数)	0名 (0個・0株)
取締役(監査等委員) (新株予約権の数および目的となる株式の数)	1名 注) (30個・3,000株)

注) 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社使用人としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 2015年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した業績条件付有償ストックオプションとしての新株予約権

取締役会決議日	2015年5月28日
目的となる株式の種類	普通株式
払込金額	有償
発行価額	新株予約権1個あたり 1,742円
行使価額	株式1株あたり 2,319円
行使期限	2023年1月31日
行使条件	注)
新株予約権の数および目的となる株式の数	6,145 個・614,500株

注) 行使条件は以下のとおりですが、b) に確定しております。

- 2015年10月期から2017年10月期の経常利益の累計額が560億円以上の場合行使可能割合：30%
- 2015年10月期から2017年10月期の経常利益の累計額が600億円以上の場合行使可能割合：60%
- 2015年10月期から2017年10月期の経常利益の累計額が620億円以上の場合行使可能割合：80%
- 2015年10月期から2017年10月期の経常利益の累計額が640億円以上の場合行使可能割合：100%

- ② 2018年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	3,500個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	3,823.8円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2018年11月12日から 2025年10月15日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

### ③ 2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

取 締 役 会 決 議 日	2019年2月28日
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
払 込 金 額	有償
発 行 価 額	新株予約権 1個あたり 1,097円
行 使 価 額	株式 1株あたり 2,622円
行 使 期 間	2021年 4 月 1 日から 2027年 3 月31日まで
行 使 条 件	注)
新株予約権の数および目的となる株式の数	2,940個・294,000株

注) 行使条件は以下のとおりです。

- a) 新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社が会社法第423条その他法令の規定により新株予約権者に対して損害賠償請求権を有すると判断される場合を含むがこれに限らない。）、その他本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由に該当することとなった場合は、当該新株予約権者は、その時以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- b) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該日から1年以内に残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。
- c) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも1,000円を下回った場合、権利行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。
- d) 本新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において上記a)に該当しない場合であって、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡後1年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該新株予約権者から新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。
- e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 3 役員状況

#### (1) 取締役の氏名等 (2022年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 川 光 一	タイムズ24株式会社 代表取締役社長 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役会長 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役 有限会社千寿 代表取締役社長
取 締 役	佐々木 賢 一	専務執行役員経営企画本部長 タイムズ24株式会社 取締役副社長執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	川 上 紀 文	常務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	川 崎 計 介	執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役 パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取 締 役	山 中 新 吾	執行役員コンプライアンス統括部長
取 締 役	大 浦 善 光	株式会社ウィズバリュー 代表取締役 株式会社MS-Japan 監査等委員である社外取締役 株式会社キャンディル 社外取締役
取 締 役	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所 代表 特種東海製紙株式会社 社外取締役 イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	笹川 顕 史	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役 タイムズコミュニケーション株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	竹田 恆 和	LTKトラベル株式会社 (旧 株式会社せとうちLTKトラベル) 取締役会長 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 客員教授 公益財団法人日本オリンピック委員会 名誉委員 一般社団法人竹田事務所 代表理事
取締役 (監査等委員)	丹生谷 美 穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 公契約監視委員会 (旧 公共調達監視委員会) 委員 (江戸川区) 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 委員 民間資金等活用事業推進委員会 専門委員

- 注) 1. 取締役大浦善光氏、取締役長坂隆氏、監査等委員である取締役竹田恆和氏および監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は社外取締役であり、大浦善光氏、長坂隆氏、竹田恆和氏および丹生谷美穂氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤の監査等委員である取締役笹川顕史氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役竹田恆和氏は2022年10月26日をもちまして辞任しましたが、会社法第346条第1項の定めに基づき、2022年10月31日現在においては監査等委員である取締役(権利義務取締役)として在任しておりました。
4. 2022年11月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	担当および重要な兼職の状況	
	変 更 前	変 更 後
佐々木 賢 一	専務執行役員経営企画本部長 タイムズ24株式会社 取締役副社長執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役副社長執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
川 上 紀 文	常務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役	常務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
川 崎 計 介	執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役 パーク24ビジネスサポート株式会社代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役 パーク24ビジネスサポート株式会社代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役

## (2) 取締役の報酬等の額

### 1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

#### ① 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めています。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

##### 1) 取締役の報酬の内容の決定にかかる基本方針

決定方針は、以下の(a)～(e)の基本方針に基づき策定しております。

- (a) 持続的な業績の向上を図るものであること
- (b) 企業価値の増大への動機付けとなること
- (c) 優秀な経営人材(人財)の確保に資するものであること
- (d) 株主の皆さまとの利害意識の共有できる内容であること
- (e) 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

##### 2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬制度は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、業績への貢献度等に  
応じて、(i)基本報酬、(ii)短期インセンティブ(STI)、(iii)長期インセンティブ  
(LTI)の総報酬額の基準額を定めております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性を担保するため基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(i) 基本報酬

単年度においては、取締役が担当する職務、役割、責任および事業の利益規模等の要素を考慮し定めた報酬テーブルに基づき決定される報酬体系を基本報酬として導入しております。

(ii) 短期インセンティブ (STI)

短期インセンティブ (STI) は、役位に応じて設定された基準額に評価指標 (連結経常利益) 達成率に応じた支給倍率を乗じて算出しております。当該指標を選択した理由については、経常利益成長率が企業価値向上の観点から会社経営の重要な指標と考えているからです。なお、経常利益の実績については以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
経常利益または経常損失 (△)	△11,619	16,970
前連結会計年度比 (成長率)	—	—
業績予想 (経常利益または経常損失 (△))	8,500	8,500
業績予想 (経常利益または経常損失 (△)) 達成率	—	199.6%

(iii) 長期インセンティブ (LTI)

長期インセンティブ (LTI) は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間につきましては、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間と定め、株主総会で決議いただく付与上限数・上限金額の範囲内で、連結経常利益、ROIC、ESG指標を評価指標として、経営環境等を考慮し、譲渡制限付株式を付与いたします。

なお、上記譲渡制限付株式報酬制度は、当事業年度以前においては実施しておらず、実施に際して株主総会においてご承認いただくことを条件として実施予定となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する個別の報酬の額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長である西川光一に一任しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度等を判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。当該決定につきましては、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は代表取締役社長および社外取締役で構成される指名報酬委員会に対し個人別の報酬に関する原案の決定方針への適合性等を諮問し、答申を受けることとしております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			短期インセンティブ (STI)	長期インセンティブ (LTI)	
取締役(監査等委員を除く)	135	135	-	-	7
(うち社外取締役)	(24)	(24)			(2)
取締役(監査等委員)	39	39			3
(うち社外取締役)	(24)	(24)			(2)

注) 1. 当社は、2016年1月27日における定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。決議時員数5名)の報酬額を年額5億円以内とすること、監査等委員である取締役(決議時員数3名)の報酬額を年額5千万円以内とすることについて決議いただいております。

2. 2022年度の業績連動報酬につきましては、当事業報告作成時点において金額が未定であります。なお、2021年度の業績連動報酬につきましては、支給しておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリュー代表取締役、株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役および株式会社キャンディル社外取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社ウィズバリュー、株式会社MS-Japanおよび株式会社キャンディルとの間に特別な利害関係はございません。

取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、特種東海製紙株式会社社外取締役およびイオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、長坂隆公認会計士事務所、特種東海製紙株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役竹田恆和氏は、LTKトラベル株式会社（旧 株式会社せとうちLTKトラベル）取締役会長、慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科客員教授、公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員および一般社団法人竹田事務所代表理事を兼務しております。なお、当社は、LTKトラベル株式会社、慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科、公益財団法人日本オリンピック委員会および一般社団法人竹田事務所との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー、公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会）委員（江戸川区）、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会委員および民間資金等活用事業推進委員会専門委員を兼務しております。なお当社は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、公契約監視委員会、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会および民間資金等活用事業推進委員会との間に特別な利害関係はございません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況 (取締役会および監査等委員会への出席状況)

	取締役会 (15回開催)		監査等委員会 (6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大浦善光	15回	100%	一回	—%
取締役 長坂 隆	15回	100%	一回	—%
取締役 (監査等委員) 竹田恆和	13回	86.7%	5回	83.3%
取締役 (監査等委員) 丹生谷美穂	15回	100%	6回	100%

(取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役長坂隆氏は、監査法人における要職を歴任し、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役竹田恆和氏は、経験豊富な経営者としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、弁護士法人をはじめとした企業法務に従事してきており、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

#### (4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署と監査等委員との連携を円滑にするため、笹川顕史氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役である大浦善光、長坂隆、監査等委員である取締役笹川顕史、竹田恆和および丹生谷美穂の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

##### ① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人。ただし、当社の海外子会社にあつては、当社ならびに当社の国内子会社から出向しているものおよび役員と兼務しているものに限ります。

##### ② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	106百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133百万円

注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外募集による新株式発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、当社および会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）のグループ行動規範を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
  - ② 取締役会は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役・監査役の指名および取締役の処遇の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に努める。
  - ③ 取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
  - ④ コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行い、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規則にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
  - ⑤ 内部公益通報者保護規定を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築するなど、グループにおける報告体制を整備する。
  - ⑥ 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
- ② 文書の保存期間その他の管理体制については、経営会議において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、代表取締役の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）を識別、分析および評価し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整えるものとする。
- ② リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、代表取締役の下に当該リスク統括機能を伴う部署を置き、その管理体制を構築する。
- ③ リスクの各管理責任部署は、それぞれのリスクにつき対策を策定するとともに、対策の実施状況を検証し、代表取締役および監査等委員会に報告する。

### 4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、必要に応じて執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
- ② 月に1回以上開催される取締役会に加えて、必要に応じて取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
- ③ 取締役会は、組織規則・職務権限規則を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織規則・職務権限規則等の諸規定は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。
- ④ 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。
- ⑤ 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。

- ⑥ グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を策定し、目標とすべき指標等について審議及び設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関として、サステナビリティ委員会を設置するものとする。なお、同委員会配下に、環境や社会課題を検討するために事業ごとの分科会を設置し、関連リスクの管理及び委員会が指示した業務を遂行する機関とする。

## 5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

## 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

代表取締役は、監査等委員会が実施する監査を補助するため、監査等委員会からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

## 7. 前号の取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当社の監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

## 8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。

- ② 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査等委員会に対して速やかに報告する。
    - 1) グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - 2) コンプライアンス統括部が実施したグループにおける内部監査の結果
    - 3) 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
    - 4) 法令等により報告が要求される事項
    - 5) 上記のほか監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
  - ③ グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ④ 内部公益通報者保護規定において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査等委員会に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。  
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、必要に応じてコンプライアンス担当部署、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査等委員は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

#### 1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置すると共に、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

#### 2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めると共に、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

#### 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

#### 4) 対応マニュアルの整備状況

当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

#### 5) 研修活動の実施状況

当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、定期的に研修活動を実施している。

なお、グループの内、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制をとることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 職務執行の適正性および効率性の向上

当社は、当事業年度において定例を含め15回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。あわせて、取締役の指名や報酬に関する事項を協議するため、当社取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を5回開催しました。

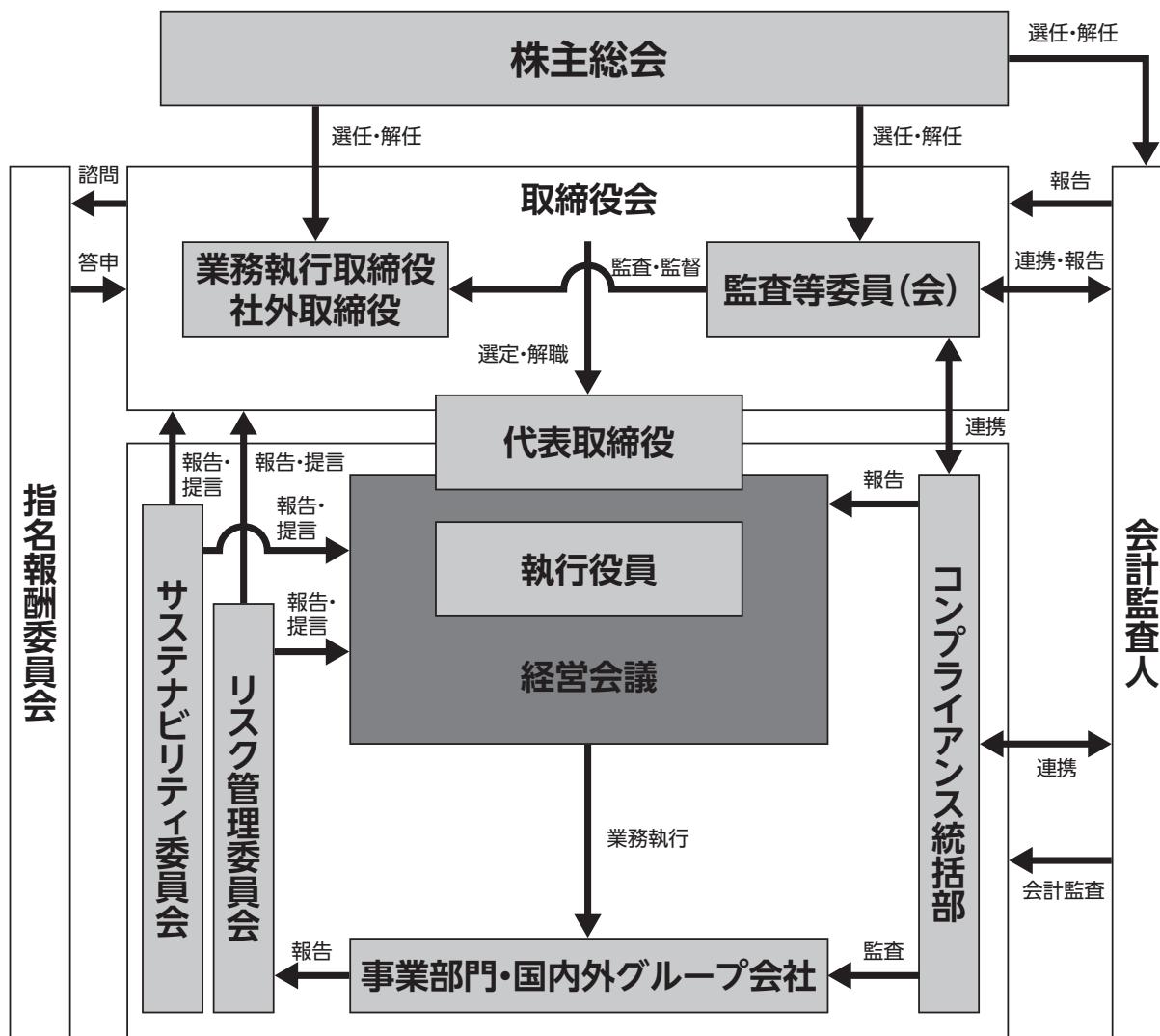
### 当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、コンプライアンス統括機能を担う部署が内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

### 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会を6回開催し、監査等委員である取締役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

業務の適正を確保するための体制



■ 連結貸借対照表 (2022年10月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		金額
科目		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金		85,781
売掛金		20,783
買入掛金		4,406
棚卸資産		2,497
前払費用		16,137
その他の当金		9,346
貸倒引当金		△1,138
流動資産合計		137,814
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物		28,986
機械装置及び運搬具		28,761
工具、器具及び備品		3,798
土地		25,747
リース資産		7,410
使用権資産		21,288
建設仮勘定		1,665
有形固定資産合計		117,658
<b>無形固定資産</b>		
のれん		18,147
契約関連無形資産		9,453
その他		6,457
無形固定資産合計		34,058
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		531
長期前払費用		4,067
敷金及び保証金		4,591
繰延税金資産		7,063
退職給付に係る資産		211
その他		1,356
貸倒引当金		△25
投資その他の資産合計		17,796
固定資産合計		169,513
繰延資産		297
資産合計		307,626

負債の部		金額
科目		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金		650
短期借入金		17,309
1年内返済予定の長期借入金		16,001
リース負債		11,047
未払金		13,804
未払費用		19,487
未払法人税等		7,302
賞与引当金		2,446
役員賞与引当金		41
設置関係支払手形		1,136
その他		11,459
流動負債合計		100,687
<b>固定負債</b>		
新株予約権付社債		35,000
長期借入金		96,398
リース負債		19,158
資産除却負債		9,474
繰延税金負債		1,658
その他		5,207
固定負債合計		166,897
負債合計		267,584
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金		32,739
資本剰余金		28,326
利益剰余金		△7,050
自己株式		△1,255
株主資本合計		52,758
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金		120
繰延ヘッジ損益		△27
土地再評価差額金		△1,035
為替換算調整勘定		△9,117
退職給付に係る調整累計額		△2,719
その他の包括利益累計額合計		△12,778
新株予約権		62
純資産合計		40,042
負債及び純資産合計		307,626

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		290,253
売上原価		219,659
<b>売上総利益</b>		<b>70,593</b>
販売費及び一般管理費		49,921
<b>営業利益</b>		<b>20,672</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	18	
駐車場違約金収入	6	
未利用チケット収入	203	
助成金収入	133	
その他	522	884
営業外費用		
支払利息	3,321	
為替差損	488	
駐車場の解約費	411	
その他	364	4,585
<b>経常利益</b>		<b>16,970</b>
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	20	20
特別損失		
固定資産除却損失	408	
減損損失	389	
リース契約関連損失	1,571	2,368
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>14,623</b>
法人税、住民税及び事業税		9,276
法人税等調整額		2,869
<b>当期純利益</b>		<b>2,476</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,476</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ **連結株主資本等変動計算書** (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>2021年11月1日残高</b>	<b>20,171</b>	<b>15,758</b>	<b>△9,498</b>	<b>△1,255</b>	<b>25,175</b>
会計方針の変更による累積的影響額			△29		△29
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,171	15,758	△9,527	△1,255	25,146
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	12,568	12,568			25,136
親会社株主に帰属する当期純利益			2,476		2,476
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	12,568	12,568	2,476	△0	27,612
<b>2022年10月31日残高</b>	<b>32,739</b>	<b>28,326</b>	<b>△7,050</b>	<b>△1,255</b>	<b>52,758</b>

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額		
<b>2021年11月1日残高</b>	<b>130</b>	<b>△82</b>	<b>△1,035</b>	<b>△5,954</b>	<b>△1,864</b>	<b>63</b>	<b>16,432</b>
会計方針の変更による累積的影響額							△29
会計方針の変更を反映した当期首残高	130	△82	△1,035	△5,954	△1,864	63	16,403
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							25,136
親会社株主に帰属する当期純利益							2,476
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△10	55	－	△3,162	△854	△1	△3,973
連結会計年度中の変動額合計	△10	55	－	△3,162	△854	△1	23,638
<b>2022年10月31日残高</b>	<b>120</b>	<b>△27</b>	<b>△1,035</b>	<b>△9,117</b>	<b>△2,719</b>	<b>62</b>	<b>40,042</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年10月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		金額
科目		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金		36,177
売掛金		120
商品		72
貯蔵品		1,337
前渡金		87
前払費用		728
関係会社短期貸付金		126,253
未収入金		9,265
その他の現金		503
貸倒引当金		△41,678
流動資産合計		132,867
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物		19,480
構築物		239
機械及び装置		264
車両運搬具		5
工具、器具及び備品		1,897
土地		24,154
建設仮勘定		974
有形固定資産合計		47,014
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		3,809
商標		1
その他の無形固定資産		352
無形固定資産合計		4,164
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		227
関係会社株式		21,653
敷金及び保証金		2,011
繰延税金資産		1,240
長期前払費用		74
その他の現金		1,140
貸倒引当金		△1
投資その他の資産合計		26,347
固定資産合計		77,526
繰延資産		297
資産合計		210,691

負債の部		金額
科目		
<b>流動負債</b>		
買掛金		19
短期借入金		7,485
1年内返済予定の長期借入金		15,050
未払金		4,922
未払費用		2,814
未払法人税等		167
未払消費税等		161
前受入金		114
預賞与引当金		31
契約上の負債		567
契約上の負債		707
備関係支払手形		143
流動負債合計		32,184
<b>固定負債</b>		
新株予約権付社債		35,000
長期借入金		95,374
退職給付引当金		63
長期預り敷金保証金		152
資産除去債務		2,818
その他の固定負債		135
固定負債合計		133,544
負債合計		165,728
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金		32,739
資本剰余金		
資本準備金		34,491
資本剰余金合計		34,491
利益剰余金		
利益準備金		82
その他利益剰余金		
別途積立金		19,592
繰越利益剰余金		△39,807
利益剰余金合計		△20,133
自己株式		△1,255
株主資本合計		45,841
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		121
繰延ヘッジ損益		△27
土地再評価差額金		△1,035
評価・換算差額等合計		△941
新株予約権		62
純資産合計		44,962
負債及び純資産合計		210,691

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,503
売 上 原 価		5,179
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>23,324</b>
販売費及び一般管理費		13,705
<b>営 業 利 益</b>		<b>9,618</b>
営 業 外 収 益		6,612
受取利息及び配当金	1,095	
債務保証損失引当金戻入額	5,399	
そ の 他	117	
営 業 外 費 用		19,651
支 払 利 息	2,292	
貸倒引当金繰入額	16,574	
為 替 差 損	707	
そ の 他	76	
<b>経 常 損 失</b>		<b>3,419</b>
特 別 利 益		20
投資有価証券売却益	20	
特 別 損 失		74
固定資産除却損	74	
<b>税引前当期純損失</b>		<b>3,474</b>
法人税、住民税及び事業税		55
法 人 税 等 調 整 額		46
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>3,576</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## ■ 株主資本等変動計算書 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
<b>2021年11月1日残高</b>	<b>20,171</b>	<b>21,923</b>	<b>82</b>	<b>19,592</b>	<b>△36,202</b>	<b>△1,255</b>	<b>24,311</b>
会計方針の変更による累積的影響額					△29		△29
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,171	21,923	82	19,592	△36,231	△1,255	24,282
事業年度中の変動額							
新株の発行	12,568	12,568					25,136
当期純損失					△3,576		△3,576
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	12,568	12,568	-	-	△3,576	△0	21,559
<b>2022年10月31日残高</b>	<b>32,739</b>	<b>34,491</b>	<b>82</b>	<b>19,592</b>	<b>△39,807</b>	<b>△1,255</b>	<b>45,841</b>

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金		
<b>2021年11月1日残高</b>	<b>138</b>	<b>△82</b>	<b>△1,035</b>	<b>63</b>	<b>23,396</b>
会計方針の変更による累積的影響額					△29
会計方針の変更を反映した当期首残高	138	△82	△1,035	63	23,366
事業年度中の変動額					
新株の発行					25,136
当期純損失					△3,576
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△17	55	-	△1	36
事業年度中の変動額合計	△17	55	-	△1	21,595
<b>2022年10月31日残高</b>	<b>121</b>	<b>△27</b>	<b>△1,035</b>	<b>62</b>	<b>44,962</b>

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年 12月 15日

パーク24株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク24株式会社）の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーク二四株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。  
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年 12月 15日

パーク24株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク24株式会社）の2021年11月1日から2022年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年12月15日

パーク24株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 笹川 顕史 ㊞

監査等委員 丹生谷 美穂 ㊞

監査等委員 長坂 隆 ㊞

- (注1) 監査等委員丹生谷美穂および長坂隆は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注2) 監査等委員長坂隆は、2022年10月26日に監査等委員である取締役（社外取締役）竹田恒和氏の辞任により監査等委員の法定員数を欠くことになったため、2022年11月29日付の東京地方裁判所の決定により一時役員（監査等委員である取締役（社外取締役））の職務を行うべき者として選任されました。

以上

当社グループの事業内容をさらにご理解いただきたく、当社グループの事業における主な用語につきまして、解説させていただきます。

### ■タイムズパーキング

24時間、無人時間貸しを基本とする駐車場サービスで、土地や施設のオーナー様から駐車場用地をお借りし、パーク24グループで運営します。当社グループが開発したサービスで、全国でNo.1の運営件数・台数を誇ります。

#### (スタンダード)

主に土地オーナー様から遊休地をお借りしてタイムズパーキングとして運営するタイプの駐車場です。解約リスクを低減させるため、1駐車場当たり4～5台と小規模駐車場を中心に運営していることが特徴です。ビジネス街から住宅地と、駐車場需要を探し出し、あらゆる場所で展開しています。

#### (パートナーサービス)

商業施設、銀行、病院やホテルなどの来客用の駐車場をお借りしてタイムズパーキングとして運営するタイプの駐車場です。スタンダードと比べて解約リスクが低く、長期間安定して運営できることが特徴です。施設オーナー様のご要望に合わせて柔軟にサービスをカスタマイズして提供しています。

### ■各国版タイムズパーキング

国内のタイムズパーキングの特徴である「小型・分散・ドミナント化」をベースとし、海外各国の事情に合わせた短期契約型駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を推進しています。各国版タイムズパーキングは、これまでになかったタイプの土地運用施策の一つとして多くの引き合いをいただいていることから、開発実績を積み上げています。駐車場事業海外において、特に英国や豪州は長期契約・大型の駐車場が多いため、短期契約・小型の駐車場を開発することで、事業ポートフォリオの最適化を図ります。

### ■タイムズカー

最短15分から24時間365日いつでも利用できる会員制の無人モビリティサービスです。全国のタイムズパーキングを中心に車両を配備しており、クルマを借りたい時間に、借りたい場所で、借りたいタイプを、借りたい期間だけ、ストレスなく借りることができます。さらに、クルマを需要に応じて配置転換できる仕組みを構築しており、車両の台当たり稼働を高めることで高い収益性を目指します。

# 議決権行使のご案内

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限	2023年1月25日（水曜日）午後5時まで
---------	-----------------------

### スマートフォンの場合



### QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が  
入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### ①QRコードを読み取る



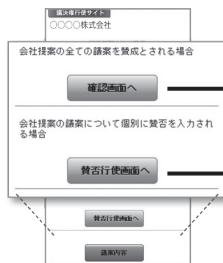
議決権行使書副票(右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



#### ②議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



#### ③各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って  
行使完了です。

再行使する場合もしくはQRコードを用い  
ず議決権を行使する場合は、次頁に記載  
のご案内に従ってログインしてください。

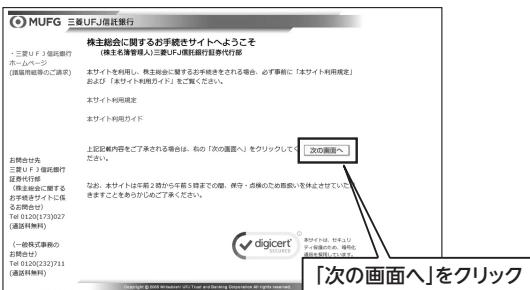
### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

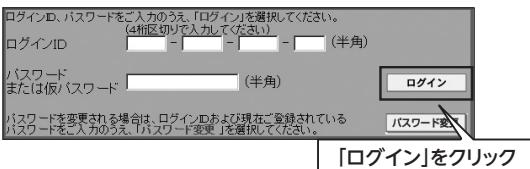


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

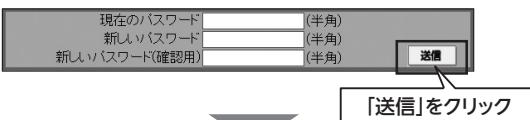
### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



### ② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



### ③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。
- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

### お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)









